

厚生労働省 健康増進法が改正
受動喫煙対策が2020年4月から強化されます。

**建物内は喫煙室以外禁煙になります。
未対策の施設は最大50万円の罰則です。**



株式会社トルネックス

国の受動喫煙対策に適合した喫煙ブースのご案内

たばこの煙を十分に浄化し室外（屋内）に排気します。



【高性能プラズマ集塵脱臭装置 VFLJP】

喫煙室のたばこの煙をフィルタを一回通過させるだけで粉塵を97%以上、T V O Cを95%以上除去します。



【分煙脱臭ブース IKBJP】

コンパクトで高性能な脱臭機能を備えた喫煙ブース。シングルタイプとダブルタイプがあります。排気接続も可能。

【H31年度 厚生労働省 受動喫煙防止対策助成金】 ◇助成金申請手続きをお手伝い致します◇

■助成対象：全ての中小企業 ※「労働者数」又は「資本金」のどちらかの条件を満たせば該当

<業 種>		<常時雇用する労働者数>*	<資本金>*
小売業	小売業、飲食店、配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	物品賃貸業、宿泊業、娯楽業、医療・福祉、複合サービス（例：協同組合）など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	農業、林業、漁業、建設業、製造業、運輸業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

- 助成額： 喫煙室設置にかかる費用の1/2、上限100万円
- 喫煙室の設置要件： 喫煙室の入口において、喫煙室に向かう風速が0.2m/s以上となるよう設計されていること。
- 屋外喫煙所の設置要件： 屋外喫煙所における喫煙により当該喫煙所の直近の建物の出入口などにおける浮遊粉塵濃度が増加しないように設計されていること。

川島商事株式会社

{以上商品のお問い合わせ、カタログご請求は、お近くの下記弊社営業所まで}

名古屋営業所	〒456-8510	名古屋市熱田区花町1番20号	TEL (052)671-4171
エンジニアリング室	〒456-8510	名古屋市熱田区花町1番20号	TEL (052)671-4173
小牧営業所	〒485-0826	小牧市大字東田中字金井戸601番地の1	TEL (0568)76-4711
名古屋南営業所	〒455-0804	名古屋市港区当知一丁目906番地	TEL (052)383-1841
静岡営業所	〒422-8037	静岡市駿河区下島350番地の1	TEL (054)238-1733
松本営業所	〒390-0836	松本市高宮北15番5号	TEL (0263)26-0545
長野営業所	〒380-0928	長野市若里七丁目11番28号	TEL (026)227-5252
北陸営業所	〒920-0016	金沢市諸江町中丁491番地	TEL (076)223-2761
三重営業所	〒514-0819	津市高茶屋二丁目11番9号	TEL (059)234-7372